

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

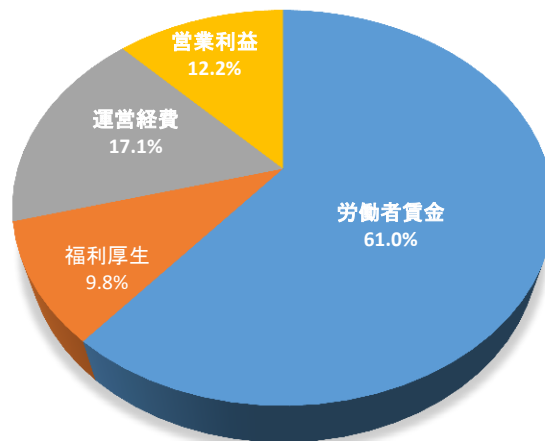
平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。マージン率とは、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下1位未満の端数は、四捨五入する)

派遣労働者の数	1名
派遣先の数	1社
マージン率	31.2%
教育訓練に関する事項	安全衛生、ビジネスマナーなど
派遣料金の平均額	19,400円(1日8時間換算)
派遣社員の賃金の平均額	13,345円(1日8時間換算)



一番多くを占めるのが派遣労働者の賃金で、年次有給休暇を含め約61.0%です。福利厚生関係が約9.8%です。これは、派遣労働者の雇用主として負担する労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険などの社会保険料及び健康診断料などとなります。会社運営費用として、オフィス使用料、通信費などの諸経費が約17.1%となります。これらを差し引いた残り約12.2%が営業利益となります。